

大阪家裁総第460号

令和3年5月28日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 田中俊次



司法行政文書開示通知書

4月30日付け（5月6日受付）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第24回）について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

後見センターだより第24回（片面で10枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話06(6943)5432

後見センターだより第24回

第1 はじめに

今回は、未成年者について、未成年後見人選任を申し立てる場合（下記第2の1）と、成年後見等¹開始を申し立てる場合（下記第3）を中心には、留意点を紹介します。

第2 未成年後見についての留意点

1 未成年者について未成年後見人選任を申し立てる場合の留意点

(1) 申立てに必要な書類等

ア 提出書類

まず、未成年後見人選任の申立ての際には、大阪家庭裁判所後見センターのホームページ（後見サイト）²内の「未成年後見人選任申立書」の書式を用いた上、「未成年後見人選任・申立てに際してご用意いただく書類等（チェック表）」³記載の必要書類を、できる限り一度に漏れなく提出していただくようご協力下さい⁴。

このうち提出が漏れていることが多いのは、未成年後見人候補者の戸籍関係書類（戸籍事項全部証明書）です。成年後見等では、東京法務局の後見登記等ファイルに、成年後見人等の氏名又は名称及び住所が登記されるのに対し、未成年後見では、未成年者の戸籍に、未成年後見人の氏名及び

¹ 本稿では、成年後見、保佐及び補助を総称して「成年後見等」といい、成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「成年後見人等」という。

² https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/l3/Vcms3_00000546.html

³ 後見サイト内の「申立てをお考え方の方へ」欄で「未成年後見人選任」を選択後、遷移した画面（「未成年後見人選任の申立てをお考え方の方へ」）で「未成年後見人選任の申立てをされる方へ（PDFファイル）」を選択されたい。

⁴ 未成年後見人選任申立ての際の手続について質問事項等がある際は、後見センター調査官室に問い合わせられたい。後見センターでは、成年後見等開始の手続案内を大阪家庭裁判所庁舎3階の受付係で担当しているのに対し、未成年後見人選任の手続案内は同2階の調査官室が担当している。未成年後見人選任に必要な申立書類も、本文記載のとおりホームページに掲載しているほか、調査官室でも配布している。

住所のほか、本籍や筆頭者の氏名も記載される⁵ため、未成年後見人候補者の戸籍関係書類は必須の資料です。これが提出されない結果、審判を迅速に行えないことがありますので、ご注意下さい。

イ 未成年後見開始事由

未成年後見は、「親権を行う者がないとき⁶、又は親権を行う者が管理権を有しないとき」（民法838条1号）に、審判を経ずに開始されます。そのため、「未成年後見人選任申立書」には、未成年後見が開始したことを示す事情を記載し、かかる事情を裏付ける資料を提出していただいているところですが、以下の点にご配慮下さい。

未成年後見開始事由が、親権喪失（同法834条本文）や親権停止（同法834条の2第1項）の場合には、これらに係る審判書の写しを審判をした裁判所に謄写申請して入手し提出して下さい。これらの審判書は、未成年者の身上や財産の具体的状況を知り適切な候補者を見極めるためにも必須の資料であるためです。

また、未成年後見開始事由が、親権者の所在不明の場合には、所在不明となった経緯や捜索状況を記載するとともに、住民票上の住所へ送付したが「あて所に尋ねあたらず」で返却された郵便物や家出入捜索願受理証明書の各写しなどを提出するなどして下さい。後見開始事由の有無の判断及び親権者の調査官調査の要否の判断のための資料として必要であるためです。

ウ 非開示の申出

⁵ 戸籍記載事項は、未成年後見人が法人と個人のいずれであるか、日本国籍と外国籍のいずれかであるかにより異なるが、本文では、未成年後見人が日本国籍の個人である場合を記載した。

⁶ 「親権を行う者がないとき」には、法律上親権を行う者がいないとき（親権者の死亡や親権喪失・親権停止等）のほか、事実上親権を行い得ないとき（親権者の生死不明や行方不明等）が含まれる（於保不二雄外「新版注釈民法（25）親族（5）〔改訂版〕」（有斐閣）250頁）。

申立書類が揃ったら、後見センターに提出する前に、関係者に対して開示されたくない情報がないかよく確認し、そのような情報について非開示を希望する場合は後見センターで用意している「非開示の申出書」⁷に必要事項を記入して提出して下さい。未成年後見に限ったことではありませんが、虐待案件等で未成年者の住所や居所等のプライバシーを秘匿する必要性が高い事案は、少なからず見受けられます。日々大量の事件を処理する必要がある後見センターにおいて秘匿すべき情報を的確に管理するため、是非、まずは、申立人において、関係者に対して開示されたくない情報の有無を十分検討いただき、必要がある場合は、非開示の申出をしていただきますようお願いします。

(2) 未成年後見人候補者への説明・助言等

未成年後見人選任申立事件では、未成年後見開始事由の有無のほか、未成年後見人として誰を選任するかを審査しています。そして、後者については、「未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無…未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければなりません」りません（民法840条3項）。そこで、後見センターでは、家庭裁判所調査官が、申立人、未成年者、未成年後見人候補者の面接調査、生存親（離婚後の単独親権者が死亡して未成年後見が開始した場合等）等に対する照会⁸、関係機関（保育所、児童相談所等）⁹の調査、客観的資料（学校の連絡帳、死亡した親権者の生命保険証書の写し等）の収集等を行っています。

このように、未成年後見人選任申立事件では、未成年後見人候補者が掲

⁷ 後見サイトにも掲載している。

⁸ ただし、未成年者と生存親との関係その他の事情によっては、生存親に対する照会を省略することもある。

⁹ 関係機関（児童相談所等）の担当者の部署、氏名、連絡先等が未成年後見人選任申立書等に記載されている場合、調査官調査をスムーズに進められる。

げられていれば、家庭裁判所調査官による面接調査を行っていますが、その際、未成年後見人候補者が事情を的確に把握できているのか疑念が生じる（その結果、未成年後見人としての適格性に疑念が生じる）場合があります。そこで、後見センターとしては、未成年後見人選任申立てに関与される専門職に、申立てに当たり、特に次の各点について、未成年後見人候補者への十分な説明・助言等をしていただきたいと考えています¹⁰。

ア 未成年者の財産状況の把握

まず、未成年者の財産管理面について、例えば、未成年者の父母の離婚後に単独親権者母が死亡して、高齢の祖父母が未成年後見人候補者とされている場合に、申立書の財産目録は、専門職により整ったものが作成されているのに、未成年後見人候補者からは、未成年者の財産状況を踏まえ、今後どのように未成年者の生活を成り立たせていくのかの実感が感じ取れないことがあります。候補者が未成年者の財産状況について的確に把握できているのか疑念が生じることは、何も未成年後見に限ったことではありませんが、未成年後見人は、未成年者の単独親権者が死亡したことにより、選任直後から、相続、生命保険金の受領、遺族年金の受給等の重要かつ財産状況に大きく関わる手続を行う必要があり、また、未成年者の進学等に伴い短期間で大きく収支が変動することが予想されることから、先々まで見通し、財産を計画的に管理しなければならず、その財産管理事務は成年後見等のそれと比しても簡単なものではありません。そこで、未成年後見人選任を申し立てる際には特に、専門職が申立前に、親族の未成年後見人候補者に対し、未成年後見人の役割を丁寧に説明した上、財産管理につい

¹⁰ 未成年後見人選任・成年後見等開始の申立てを受任した手続代理人たる専門職が当該委任契約上、委任者に対し、あるいは手続法上、家庭裁判所に対し、どのような義務ないし負担を負っているのか・いないのかについて議論の余地はあるが、少なくとも、家庭裁判所における当該申立事件の審理の適正・迅速化を図り、利用者の満足を得るために、専門職にこのような協力を期待することは、許容されるべきものと考えられる。

て、現在の財産状況、今後の見通し・計画等を聞き出し、助言していただくことは、その後の手続の円滑な進捗に大変有益なことだと思います。また、兄弟姉妹の未成年後見人選任が同時に申し立てられる場合に、親族の未成年後見人には、未成年者ごとに財産を分けて管理しなければならないという視点に乏しい方もおられますので、この点も、専門職において助言していただければ、同様の効果が発揮されることが期待されます。

イ 生存親との交流状況等

また、未成年者の身上監護面についても、例えば、未成年者の父母の離婚後に単独親権者母が死亡して、高齢の祖父母が未成年後見人候補者になっているが、実父は生存している場合に、養育費の授受や面会交流についての現状が一件記録から分からなかったり、今後どのように進めていくのかについて、未成年者的心情等を踏まえて検討された結果が明らかでなかったりする場合があります。この点についても、専門職において、申立前に確認の上、未成年後見人候補者が十分検討できるよう助言していただければ、その後の手続の進捗に望ましい結果をもたらすことが期待されます。

2 未成年後見人選任後の留意点

(1) 複数の未成年後見人が選任された場合の権限分掌

未成年後見人についても、複数選任することが認められているところ(民法840条2項)，複数の未成年後見人が選任された場合、成年後見等とは異なり¹¹、未成年後見人は、原則として、身上監護権についても財産管理権

¹¹ 成年後見等の場合は、複数の成年後見人等は、原則として単独で財産管理、身上保護に関する権限を行使することができ、例外的に、家庭裁判所が共同行使の定め又は事務分掌の定めをすることができる(民法859条の2第1項、876条の5第2項、876条の10第1項)。成年後見等と未成年後見で複数の後見人がある場合の権限行使の規律が異なるのは、成年後見等については、複数の成年後見人の権限行使の矛盾・抵触を防止するための方策として、原則として単独行使が認められているのに対し、未成年後見では、未成年後見人の主な事務は未成年者の身上監護にあるところ、身上監護事務を複数の未成年後見人が単独で行ったり事務を分掌して行ったりすると、未成年者の安定的な監護を害するおそれがあるため、複数の未成年後見人が協議して慎重に行うこととするのが相当とされたためである

についても、共同して権限を行使します（同法857条の2第1項）。そして、家庭裁判所は、財産管理権については各未成年後見人に単独で権限を行使させたり、事務を分掌して権限を行使させたりすることはできますが、身上監護権のみを行使する未成年後見人を認めることはできません（同条2、3項）¹²。未成年後見の事案において権限分掌審判がされた際には、委ねられた権限の内容とその行使の方法にご注意下さい。

(2) 居住用不動産処分許可の申立ては不要であること

数は少ないものの、未成年後見人から誤って居住用不動産処分許可の申立て（民法859条の3）がなされることがあります、民法859条の3は未成年後見には適用又は準用されません。したがって、未成年後見人が居住用不動産の処分をするに当たって、家庭裁判所の許可を得る必要はありませんので、ご注意下さい。

(3) 成年年齢引下げ

未成年後見は、未成年者が成年に達したときや、養子縁組等の結果、親権に服すことになったときなどに終了します。周知のとおり、民法の一部を改正する法律（平成30年6月20日法律第59号）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、同法の施行日である令和4年4月1日（同法附則1条本文）には、平成14年4月2日ないし平成16年4月1日に生まれた未成年者が一斉に成人します。そのため、上記に該当する未成年者の未成年後見人には、令和4年5月末日までに、未成年者に財産を引き継ぎ、その旨の報告書を裁判所に提出いただく必要が生じます。

〔一問一答・平成23年民法等改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し〕
飛澤知行編著（商事法務）Q61）。

¹² 身上監護に関する権利義務のみを有する未成年後見人が認められないのは、身上監護に関する権限を有する未成年後見人が、身上監護に関して必要な財産に関する権限を一切行うことができないこととすると、日常的に使用する未成年被後見人の洋服や文房具など身の回りの物の管理処分等に支障を生じるおそれがあるためとされている（〔一問一答・平成23年民法等改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し〕飛澤知行編著（商事法務）Q62）。

スムーズな引継ぎ、報告にご協力下さい。

第3 未成年者について成年後見等開始を申し立てる場合の留意点

未成年後見が開始しており、かつ、成年後見等開始事由も有する未成年者については、未成年後見人選任手続だけでなく、成年後見等開始手続を探ることも可能です¹³。

実務上は、あと数ヶ月で成年に達する未成年者について、未成年後見の終了後に、再度、家庭裁判所で成年後見等の開始・成年後見人等の選任審判の手続を要することによる弊害を避けるため、成年後見等開始が申し立てられることが多いと思われますが、稀に、成年に達するまでに数年を要する未成年者についても、成年後見等開始が申し立てられることもあります。

しかし、身上監護面について、未成年後見人が未成年者の監護・教育の権利義務（民法820条）、居所指定権（同法821条）、懲戒権（同法822条）、職業許可権（同法823条）といった親権者と同様の広範な権限を有するのに対し（同法867条1項），成年後見人等は、「心身の状態及び生活の状況に配慮」すべき義務を負っている（同法858条、876条の5第1項、876条の10第1項）に留まります。そのため、未成年者について、成年後見等を開始し、成年後見人等を選任しても、選任された成年後見人等は、未成年者の身上監護面（監護養育）について、十分な支援ができるのか、また、未成年者に親権者が存在するときには親権者の意向を無視して決定できないのではないかという問題に直面することが懸念されます。例えば、親権者が事実上親権を行うことができないため未成年後見が開始している未成年者について、未成年後見人選任でなく、成年後見等が開始され、成年後見人等が選任されても、未成年者の入所施設の選

¹³ 「新成年後見制度の解説【改訂版】」小林昭彦外編著（一般社団法人金融財政事情研究会）131頁

択について、選任された成年後見人等は、親権者の居所指定権を無視して、成年後見人等のみの判断で決めることができるのかという問題が生じます。したがって、成年に達するまで数年を要するような未成年者について成年後見等開始を申し立てる際には、成年後見等で足りるのか、また、親権者と成年後見人等候補者において、未成年者の身上監護についての意向が異なるのか、念のため確認し、その結果を申立書等に記載していただきますようお願いします。

第4 終わりに

今回は、未成年者についての未成年後見人選任、成年後見等開始を申し立てる場合の留意点などについて記載しました。本文でも記載しましたとおり、候補者への説明・助言や非開示の申出の検討等は、未成年後見に限らず成年後見等でも、申立てに携わる専門職に是非お願いしたい点です。後見センターでは、申立ての準備段階における専門職の役割が、円滑な後見事務につながるものと期待しています。

以上

今回は、成年後見等開始、未成年後見人選任及び任意後見監督人選任の各申立てに関する統一書式についてです。

成年後見等開始

成年後見等開始の申立てについては、全国の家庭裁判所で使用できる統一書式の運用が令和2年から始まっていますが、今般、申立てに当たり、より分かりやすく、記載しやすいものとする目的として、書式が一部改定されました。

その内容を一部御紹介させていただくと、例えば、成年後見等開始申立書の2項目「申立ての理由」欄について、従来のチェック方式から診断書に記載された診断名を記載する形に変更するとともに、申立ての動機を区別して記載することができるよう、新たに「申立ての動機」欄が設けられました。また、親族関係図は、申立人又は成年後見人等候補者が本人と親族関係にある場合に限り必ず記載していただく趣旨であることが明確になるよう、冒頭の説明が改められました。

なお、改定の内容は、主に質問事項や説明の表現ぶりの変更、補足の説明を追加するなどの形式的な修正であり、申立書等に記載すべき内容を実質的に変更したり、申立てに関する家庭裁判所の運用を変更するものではありません。

未成年後見人選任及び任意後見監督人選任

これまで、未成年後見人選任や任意後見監督人選任の申立てをする際に提出する申立書等の必要書類は、各家庭裁判所で作成された書式を利用させていただいておりましたが、家庭裁判所ごとに申立書等の書式が異なるのは利用者にとって不便であるとの御意見や、書式の統一についての御要望があったことを踏まえ、全国の家庭裁判所で使用できる統一書式が作成され、令和3年4月からその運用を開始しています。

最新書式ご利用のお願い

裁判所では、書面を提出される際には、最新の書式を利用していただくよう、常々お願いしているところです。今般、新しくなった書式は、それぞれ右上に【令和3年4月版】と記載されていますので、これから申立書等を作成する場合にはそ

れを使用していただくようお願ひします。

以上